

事業者・元方事業者・関係請負人の皆様へ

宮城労働局労働基準部健康安全課

☎ 022-299-8839

◆◆車両系建設機械の運転業務等、就業制限業務に係る資格の確認は

原本により確認をお願いいたします◆◆

今般、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第61条の規定に基づく技能講習修了証（以下「修了証」という。）について、同僚が所有する技能講習修了証の氏名と写真を貼り替えてカラーコピーを行い、元方事業者に資格を有しているとして当該コピーを提出し、作業に従事した事案が確認されました。

事業者、工事現場の元方事業者・関係請負人におかれましては、就業制限業務に係る免許証、技能講習修了証等の資格を証する書面の確認につきましては、工事の規模にかかわらず原本（技能講習修了証明書を含む。）を確認するよう、お願いいたします。



【参考】（安衛法 第61条第3項 抜粋）

（就業制限）

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

（労働安全衛生規則 第667条第1号 抜粋）

（機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置）

第667条 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。

一 機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること。